



熊本県公報

号外 第 2 9 号

平成 29 年 9 月 26 日 (火)
(毎 週 火 ・ 金 発 行)

目 次

訓 令

- 熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

訓 令

熊本県訓令第 2 6 号

本庁各部 (公室 ・ 局) 課 (センター ・ グループ)
各 地 方 出 先 機 関
熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令
熊本県広域本部処務規程 (平成 2 5 年熊本県訓令第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

- 第 1 2 7 条を次のように改める。
- 第 1 2 7 条 前条各号に掲げる事項について、本部長が不在であるときは、県南広域本部の副本部長 (第 1 3 4 条の規定により県南広域本部八代地域振興局長をもって充てる副本部長に限る。次項において同じ。) がその事務を代決することができる。
- 2 前項の場合において、県南広域本部の副本部長が不在であるときは、県南広域本部の総務部長がその事務を代決することができる。
- 3 前項の場合において、県南広域本部の総務部長が不在であるときは、県南広域本部の所管部長がその事務を代決することができる。
- 第 1 3 4 条中「県南広域本部副本部長は」を「県南広域本部の副本部長は、県南広域本部八代地域振興局長」に改める。
- 第 1 4 5 条を次のように改める。
- 第 1 4 5 条 削除

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 9 月 2 6 日から施行する。